

横手市地域防災計画の修正概要

1. 背景

横手市地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び横手市防災会議条例第2条の規定に基づいて、横手市防災会議が作成する計画です。

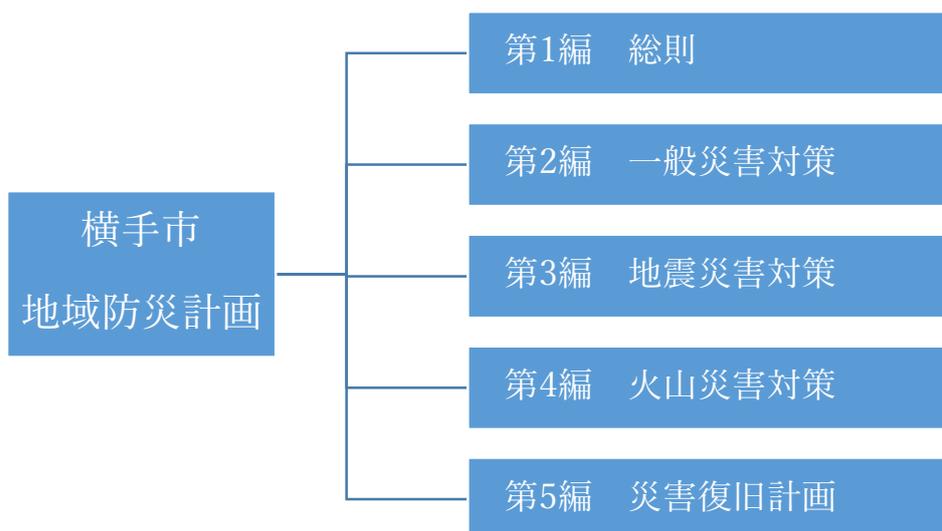
この計画は、行政、民間団体、企業、地域の防災組織、市民それぞれが相互に連携・協力して災害予防、災害応急対応及び災害復旧対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体及び財産を護ることを目的としています。

横手市地域防災計画は令和6年3月に一部修正しておりますが、近年の災害対応の教訓や関係法令の改正を受けた国の防災基本計画（令和5年5月）の修正、および秋田県地域防災計画（令和6年4月）の修正を受け、これらの内容を反映する修正を行いました。

2. 修正方針

- ・近年の災害対応の教訓などを踏まえた防災関係法令の改正内容の反映
- ・国の防災基本計画の反映
- ・秋田県地域防災計画の修正との整合
- ・最新データ等の反映
- ・その他所要の修正（文言修正、表現の適正化など）

3. 横手市地域防災計画の体系



4. 主な修正内容

第1編 総則

- ・所有者不明土地を活用した防災対策の推進 p.3

第2編 一般災害対策

◆ 災害予防計画

- ・多様な視点から捉えた被災者支援体制の整備 p.34、82～83
- ・使用名称の変更に伴う修正（土砂災害危険箇所の呼称廃止） p.37、63、66
- ・障がいの種類に配慮した情報伝達 p.47
- ・河川管理者による維持管理の明記 p.53
- ・要配慮者にも配慮した避難施設・設備の整備 p.79、80
- ・避難所運営管理への地域人材の活用 p.80
- ・災害対策業務のデジタル化 p.98、102
- ・個別避難計画作成取組指針の反映 p.101
- ・ボランティア活動環境の整備 p.106

◆ 災害応急対策計画

- ・要配慮者にも配慮した情報伝達手段の確保 p.142
- ・避難所運営管理への地域人材の活用 p.155
- ・避難所の環境整備 p.157～158
- ・ボランティアの確保及び活動環境への配慮 p.185～186
- ・感染症予防にも配慮した生活環境の確保 p.199～201

第5編 災害復旧計画

- ・災害対策業務のデジタル化 p.298
- ・横手市災害弔慰金等支給審査委員会の記述 p.302

※その他直近データの反映や関係法令等や事務取扱要領の記載に準じた修正を実施
※参照先ページの記載は、代表的なページの記載となります。